令和９年度
保育園等入園のしおり



■令和９年４月入園・転園申請受付期間■

１次申請：令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月３０日（月）
２次申請：令和８年１２月１日（火）～令和９年２月１５日（月）
３次申請：令和９年２月１６日（火）～令和９年３月１０日（水）
５月入園以降の申請：入園希望月の前月１５日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）
※受付期間の詳細は、１０～１１ページをご覧ください。

※このしおりには、保育園等の入園申込み手続き等の情報が記載してあります。
入園を希望される方は必ずお読みいただき、申込み後も大切に保管してください。



瑞穂町 福祉部
子育て応援課 保育・幼稚園係
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
TEL：042-557-8658

目 次

申請書のダウンロードと、オンラインで可能な手続きについて・・　１

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

１．入園手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２．子どものための教育・保育給付認定とは・・・・　５

３．保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・　６

４．保育の必要量に応じた利用時間の区分・・・・・　７

５．保育利用可能時間・・・・・・・・・・・・・・・　８

６．令和９年度クラス（保育年齢）早見表・・・・・　８

７．子どものための教育・保育給付認定申請・・・・　９

８．子どものための教育・保育給付認定証の交付　・　９

９．入園申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１０．利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

１１．利用調整結果通知・・・・・・・・・・・・・・　１９

１２．認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

１３．小規模保育事業所・・・・・・・・・・・・・・　２２

１４．幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

１５．保育料・給食費・・・・・・・・・・・・・・・　２３

１６．実費徴収に係る補足給付事業・・・・・・・・　２３

１７．入園後の各種手続き・・・・・・・・・・・・・　２４

１８．その他の保育サービス・・・・・・・・・・・・　２６

申請書のダウンロードと、オンラインで可能な手続きについて

申請に関する様式は、保育・幼稚園係の窓口で配布するほか、町ホームページから印刷できます。

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 保育園等入園申込書兼児童台帳
- 就労証明書
- 子どものための教育・保育給付認定変更申請書
- 保育園等の転園申請書
- 保育園等の退園届
- 保育園等入園申込取下書
- 転入誓約書

オンラインから申請できるものは下記のとおりです。必ずしおりをご確認のうえ申請してください。

マイナンバーカード（電子証明書付き）が必要な手続き

●教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込

- 子どものための教育・保育給付認定申請と、保育園の入園申込みを同時に行う場合（９～１５ページ）
- 入園を希望する保育園等の追加・変更を行う場合（２１ページ）

●支給認定の申請（９ページ）

- 子どものための教育・保育給付認定申請のみ行う場合
- 子どものための教育・保育給付認定の変更を申請する場合

●保育所等の転園申請（２０ページ／２５ページ）

※　現況届未提出の方は、４月転園の申請はできません。

●保育園等入園申込取下申請（１３ページ／２０ページ）

●保育施設等の利用に係る現況届（２５ページ）

●保育園退園申請（２５ページ）

パソコン・スマートフォンの推奨環境の確認はこちらから

申請はこちらから

自治体を「東京都　瑞穂町」に設定し、必要な手続きを検索して申請してください。

マイナンバーカードがなくても可能な手続き

●不足書類の提出

提出済みの保育園入園申請書または現況届について、添付書類の不備などで書類を追加提出する必要がある場合は、こちらから送信できます。

●育休復帰の就労証明書提出（２０ページ）

育休取得中に入園申込みをされた方が、入園後、職場復帰後に取得した就労証明書を提出するためのフォームです。

●入園保留通知書の発行依頼（２１ページ）

保育園等の入園申込みをして利用不可（保留）となった方が、勤務先等に提出する保育園等入園保留通知書の発行を依頼するためのフォームです。

はじめに

このしおりでは、主に保育園等（※）の入園手続きについて、くわしく説明します。

※　保育園等…認可保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所（家庭的保育[保育ママ]、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

保育園等は、児童福祉法に基づき、**保護者が仕事や病気等のためお子さんを家庭で保育できない時間、保護者に代わって保育をする施設です。**

したがって、保育園等を利用するには、保護者が保育を必要とする事由（６ページ）に該当する必要があり、「しつけのため」や「集団生活に慣れさせるため」ということは、入園の事由にはなりません。

保育園等の利用を希望する方は、このしおりをよく読み、瑞穂町へ（★）申し込んでください。（★転出予定がある方など、一部例外あり）

一方、幼稚園は、幼児を対象として小学校以降の学習や生活の基盤を培う教育機関です。入園は施設へ直接申し込んでください。

～ 家庭保育の大切さ～

保育には、家庭で保護者が子どもを保育する「家庭保育」と、保育園等での「集団保育」があります。保育園等での集団保育は、お友達との関わりを通じて社会性を学ぶ重要な場でもあります。

一方で、小学校就学前の時期は、家庭で保護者と十分に触れ合い、信頼関係を築くことが大切です。これにより、子どもは自信を身につけ、社会を前向きに捉える力を育みます。

子どもの健やかな成長には、家庭保育と集団保育のバランスが欠かせません。

保護者の皆様には、集団保育から得られる学びの重要性をご理解いただきつつ、家庭保育の機会も大切にしていただければ幸いです。



１．入園手続きの流れ

保育園等(※)の入園手続きの流れ

※　保育園等…認可保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所（家庭的保育[保育ママ]、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

東京都認証保育所、認可外保育施設は、施設へ直接申し込んでください。

保育園等の事前見学について

- 園により、開園時間や保育の特色が異なりますので、事前によくご確認ください。申込みの前に見学に行かれることをお薦めします。見学は、園に直接お申込みください。
 なお、事前見学をすることにより利用調整で有利になることはありません。

- 町内の認可保育園、認定こども園では未就園児向けの「子育てひろば」を実施しています。
 詳細は各園にお問合せください。

子育てひろばについて

① 町に「子どものための教育・保育給付認定申請」及び「入園申込み」をします

- 「子どものための教育・保育給付認定申請」について…５～９ページ
- 「入園申込み」について…１０～１３ページ
- 転出予定がある方、町外の保育園等への入園を希望する方…１４～１５ページ

② 町から「子どものための教育・保育給付認定証」が交付されます（２号認定・３号認定）

※　認定証は原則、保育園の利用調整結果通知に同封します。

※　要件を満たさず、認定不可となった場合は、保育園等の利用ができません。

③ 保護者の希望、保育園等の状況により、町が利用調整をします…１６～１８ページ

④ 利用調整の結果（可・不可）を保護者に通知します…１９～２１ページ

⑤ 利用可（入園内定）

- 入園が内定した保育園等で面談・健康診断等を受けていただきます。
- 申請書類と事実が異なることが発覚した場合は、内定を取り消すことがあります。

…１９～２０ページ

利用不可（入園保留）

入園申込みは年度内有効のため、再度申込みをしなくても令和１０年３月入園までは毎月利用調整を行います。希望園に空きが生じた等で入園可となった場合はご連絡します。

…２１ページ

⑥ 入　園

入園後の各種手続きについて…２４～２５ページ

幼稚園等の入園手続きの流れ

子ども・子育て支援新制度に移行している（新制度）幼稚園、認定こども園の教育部分を利用する場合

① 園に直接利用申込みをします

② 園から入園の内定を受け、園と直接契約をします

③ 園を通じて、町に「子どものための教育・保育給付認定申請」をします
…５ページ／２２ページ

④ 町から「子どものための教育・保育給付認定証」が交付されます（１号認定）

⑤ 入園

子ども・支援制度未移行（旧制度）の幼稚園を利用する場合

① 園に直接利用申込みをします

② 園から入園の内定を受け、園と直接契約をします

③ 入園

～ 幼稚園の新制度・旧制度って何？ ～

幼稚園の申込みで「新制度」「旧制度」という言葉を耳にしたことはありますか？新制度とは、平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度のことで、この制度に移行している園が「新制度の園」、移行していない園が「旧制度の園」と呼ばれます。

新制度の園を利用したい場合は、居住する市区町村で「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。新制度の園は、市区町村が一律で保育料を定めており、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、教育標準時間の保育料が0円となっています。

旧制度の園を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はなく、保護者と園の間で契約し、園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定」を町に申請し、認定を受けます。保育料は園が定める金額を支払いますが、補助制度があります。



２．子どものための教育・保育給付認定とは

認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所、子ども・子育て支援新制度移行幼稚園を利用するには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要性の有無や事由に応じて子どものための教育・保育給付認定証が交付され、認定された区分により利用できる施設や時間、保育料が異なります。

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性（※１）		利用できる施設
１号（教育）認定	満３歳以上	なし（教育のみ）	教育標準時間	新制度幼稚園、認定こども園の教育部分（※２）
２号（保育）認定	満３歳以上	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園
			保育短時間	
３号（保育）認定	３歳未満	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（※３）
			保育短時間	

※１　父母ともに、保育を必要とする事由（６ページ）に該当する場合、「保育の必要性あり」とみなします。

※２　**「瑞穂のぞみこども園」、「幼保連携型認定こども園如意輪幼稚園」**へ１号（教育）認定での入園を希望する場合は、園へ直接申込みをしてください。なお、２号・３号（保育）認定での入園を希望する場合は、町に認定申請及び入園申込みをしてください。（９～１３ページ）
町外の子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、町外の認定こども園の教育部分へ入園を希望する場合は、園へ直接申込みをしてください。

※３　家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

【注意事項】

- **教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。**
- **教育・保育給付認定申請は、保護者の居住地の市区町村で行ってください。（９ページ）ただし、入園までに転入・転出の予定がある場合は、転入・転出予定先に直接申請してください。（１４～１５ページ）**



３．保育を必要とする事由

保育園等は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等のためお子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をする施設です。

利用希望月１日時点で生後５７日目（※瑞穂のぞみこども園は生後６か月、如意輪幼稚園は１歳児クラス）から小学校就学前までの児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ、他の家族も児童の保育にあたれない場合に入園要件が満たされます。

保育を必要とする事由	入園要件	入園期間
就　　労	週３日以上、１日４時間以上の就労の場合（内職を含みます。）	就労している期間
出　　産	出産のため自宅保育ができない場合	出産月とその前後２か月
疾　　病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合	入院、通院期間
障 が い	心身に障がいがある場合	該当期間
介護・看護	週３日以上、１日４時間以上入院や通院等で付き添いを要する場合	介護・看護期間
災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動	求職活動中である場合	３か月以内
求職活動（内定）	利用希望月に、週３日以上、１日４時間以上の就労が内定している場合	
就　　学	週３日以上、１日４時間以上の就学の場合（通信添削等は含みません。）	就学している期間
そ の 他	上記と類する状態として町長が認める場合	保育を必要とする期間
※上記いずれも、１２ページ記載の「保育を必要とする事由を証明する書類」を提出できる場合のみ事由として認めます。		

【入園期間終了後も引き続き保育園等を利用したい場合】

- 保育園等の入園承諾期間（教育・保育給付認定期間）終了後も引き続き保育園等の利用を希望する場合は、改めて教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。
- 下記の期限までに、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など。１２ページ参照）をご提出ください。提出がない場合は、認定期間終了と同時に退園となります。
- 申請期限：**認定期間が終了する月の１５日（土・日・祝日にあたる場合はその直前の開庁日）**
 ただし、３月のみ１０日まで（土・日・祝日にあたる場合はその直前の開庁日）

例：認定期間が９月３０日までの方は、９月１５日までに申請しないと９月３０日で退園
　　認定期間が３月３１日までの方は、３月１０日までに申請しないと３月３１日で退園

４．保育の必要量に応じた利用時間の区分

保育の必要量により、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
保育の必要量は、提出された就労証明書等により判断し認定します。

教育・保育給付認定区分	保育必要量	保育を必要とする事由	保育を利用できる時間
１号（教育）認定	教育標準時間		１日４時間を標準
２号・３号（保育）認定	保育標準時間	就労（内定を含む）、出産、疾病、障がい、介護・看護、就学、その他	１日最長１１時間（フルタイム就労を想定した保育時間）
	保育短時間	就労（内定を含む）、育児休業中、出産、疾病、障がい、介護・看護、就学、求職活動（就労未定）、その他	１日最長８時間（パートタイム就労を想定した保育時間）

【注意事項】

- 保育標準時間認定の方が育児休業に入られた場合は、保育短時間認定に変更となりますので必ず子育て応援課保育・幼稚園係にご連絡ください。
- 教育・保育給付認定区分と利用時間は、保護者の保育の必要量により決定します。
- 教育・保育給付認定区分の変更により、利用可能時間が変更となる場合があります。
- 保育標準時間認定を受けても、保育短時間認定を選択できます。（変更するには申請が必要です。）
- 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下の通りです。
 ① １日８時間未満の就労だが、勤務時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
 ② シフト制等の勤務体系の方で、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が８時間以上ある場合
 ③ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時刻または終了時刻を常態として超える場合



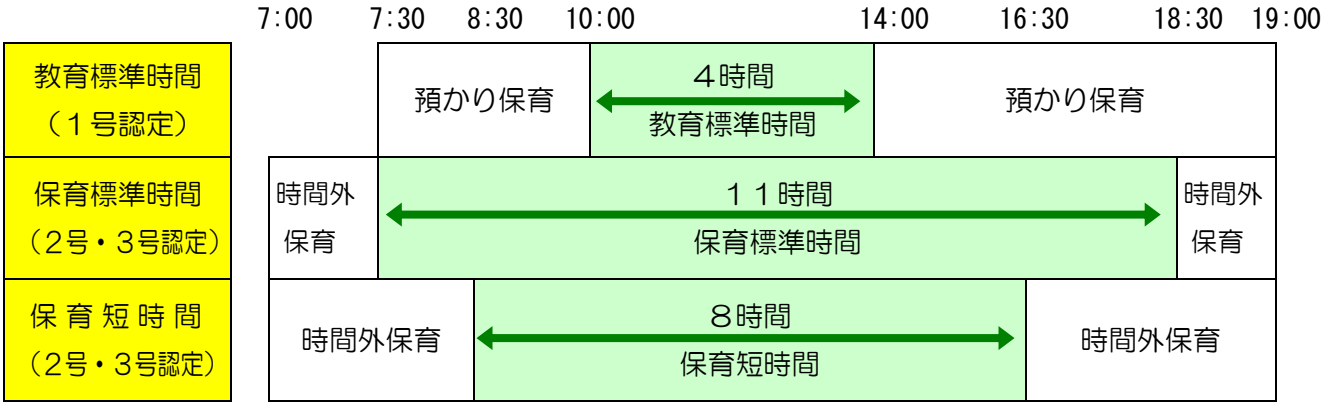
５．保育利用可能時間

保育園等の開園時間は、園により異なります。また、開園時間内での利用可能時間は、給付認定区分や教育・保育時間の区分により異なります。詳細は、「町内保育園等紹介」をご確認ください。

町外の保育園等の開園時間は、各施設に直接お問い合わせください。

●保育標準時間：１日最長１１時間まで（時間帯は園により異なります）
●保 育 短 時 間：１日最長　８時間まで（時間帯は園により異なります）

●各区分における利用可能な時間帯の例（あくまで一例です。施設の開園時間により異なります）



【注意事項】

- **預かり保育や時間外保育の利用は、有料となります。**
- **預かり保育や時間外保育の利用可能な時間及び年齢等、くわしくは保育園等にお問い合わせください。**

６．令和９年度クラス（保育年齢）早見表

保育園等のクラスは、令和９年４月１日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日	
０歳児	令和８年４月２日～ （2026年）	生後５７日目から受入れます ※瑞穂のぞみこども園は生後６か月以降から ※如意輪幼稚園は１歳児クラスから
１歳児	令和７年４月２日～令和８年４月１日 （2025年）　（2026年）	
２歳児	令和６年４月２日～令和７年４月１日 （2024年）　（2025年）	
３歳児	令和５年４月２日～令和６年４月１日 （2023年）　（2024年）	
４歳児	令和４年４月２日～令和５年４月１日 （2022年）　（2023年）	
５歳児	令和３年４月２日～令和４年４月１日 （2021年）　（2022年）	

７．子どものための教育・保育給付認定申請

申請は子育て応援課保育・幼稚園係で受け付けます。申請書は瑞穂町ホームページからも印刷できます。

新規に「教育・保育給付認定申請」をする方（新規に保育園の入園を申し込む方）

原則、教育・保育給付認定と、保育園等の入園は同時に申請していただきます。（１０～１３ページ）

「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「令和９年度保育園等入園申込書兼児童台帳」に必要事項を記入し、保育を必要とする事由を証明する書類（１２ページ）、その他必要書類を添付して子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

すでに教育・保育給付認定を受けており、変更申請をする方

保育を必要とする事由や保育必要量等を変更する場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（１２ページ）を、変更したい月の**前月１５日まで（３月に限り１０日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）**に子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。原則、最短で申請の翌月１日から変更となります。（２４～２５ページもご参照ください。）

８．子どものための教育・保育給付認定証の交付

教育・保育給付認定申請または認定変更申請の内容及び保育の必要性を審査し、認定された場合は「子どものための教育・保育給付認定証」を交付します。

【注意事項】

- **教育・保育給付に係る認定事務が集中する時期は、審査に時間を要することから、教育・保育給付認定の審査結果通知が、申請後３０日を超える場合があります。**
- **教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。**
- 給付認定の申請と同時に保育園等の入園申込みをされた方は、原則、給付認定証は保育園等の利用調整結果の通知と同時に交付します。
- お子さんの満３歳到達による３号認定から２号認定への変更は、町が行うため保護者の方の申請は不要です。３号認定を受けているお子さんには、満３歳を迎える誕生月の前月末頃に新しい教育・保育給付認定証（２号認定）を送付します。
- 認定有効期間内であっても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定は取消しとなります。
- 認定区分の変更が生じた場合は、すみやかに教育・保育給付認定変更申請を行ってください。

９．入園申込み

下記の事項を確認し、子育て応援課保育・幼稚園係へ申込みをしてください。

なお、申込書の提出後に勤務状況や家庭状況等が変わった方は、すみやかに子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。提出書類の記載内容と事実が異なる場合、申込みの無効または入園取消となる場合があります。

●町外の保育園等へ入園を希望する場合
●町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

１４～１５ページをご確認ください

受付期間

令和９年４月１日入園を希望する場合

１次申請	令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月３０日（月） ●結果通知…２月上旬ごろ発送予定 ※　求職活動中（内定なし）の方は、１次申請期間中に申請した場合も、２次申請の方と同時に利用調整を行います。
２次申請	令和８年１２月１日（火）～令和９年２月１５日（月） ●結果通知…３月上旬ごろ発送予定 ※　１次申請の方の利用調整後、施設に空きがある場合に利用調整を行います。
３次申請	令和９年２月１６日（火）～令和９年３月１０日（水） ●結果通知…３月中旬ごろ発送予定 ※　２次申請の方の利用調整後、施設に空きがある場合に利用調整を行います。

【注意事項】

- 保育を必要とする事由が求職活動（内定なし）で申し込む方は、１次申請受付期間中に申込書を提出した場合も、２次審査からの利用調整となります。ただし、申込書提出後に就労が内定した、または勤務を開始した場合は、就労証明書をご提出いただければ、ご提出いただいた時点から直近の利用調整に反映します。また、その他にも保育を必要とする事由等の変更により利用調整の対象となる場合がありますので、申込書提出後に状況が変わった方は、子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。
- 入園決定後に希望園を変更する場合は「転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。（２０ページ／２５ページ）

令和９年５月１日以降に入園を希望する場合　※定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限
		令和９年１０月１日入園	令和９年　９月１５日（水）
令和９年５月１日入園	令和９年４月１５日（木）	〃　１１月１日入園	令和９年１０月１５日（金）
〃　６月１日入園	令和９年５月１４日（金）	〃　１２月１日入園	令和９年１１月１５日（月）
〃　７月１日入園	令和９年６月１５日（火）	令和１０年１月１日入園	令和９年１２月１５日（水）
〃　８月１日入園	令和９年７月１５日（木）	〃　２月１日入園	令和１０年　１月１４日（金）
〃　９月１日入園	令和９年８月１３日（金）	〃　３月１日入園	令和１０年　２月１５日（火）

●結果通知…入園希望月の前月２５日頃までに届くよう発送します

受付場所

●子育て応援課 保育・幼稚園係（瑞穂町役場１階）

受付時間：**８時３０分から１７時まで**

※　土・日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は除きます。

●オンライン申請（電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方）

※　あらかじめ、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）をご用意ください。
（紙、ＰＤＦやエクセル等のデータいずれも可）

※　申請にあたり、パソコン、スマートフォンの推奨環境は右記２次元コードから
ご確認ください。（マイナポータル内「動作環境」へ）

動作環境確認

①　マイナポータル「さがす」（手続検索）メニューにアクセス
②　自治体を「東京都　瑞穂町」に設定
③　キーワード「保育」で検索
④　「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」の「詳しく見る」から
ログインし、申請

※　マイナポータルの仕様変更等により操作メニューの名称等が変わる場合があります。

マイナポータル
「さがす」

【紙の証明書類の添付について】

- 保育を必要とする事由を証明する書類は、紙の場合は写真を撮り、データを添付してください。
- 写真は、書類の全体が写っており、文字がしっかり見えていることを確認してください。
- 写真で、不鮮明な箇所、切れている箇所、隠れている箇所等がある場合は、再提出が必要となる場合があります。

●郵送による申請（１０～１１ページの**受付期間内必着**）

宛先：190-1292　瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５番地　瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

- 郵送に係る費用は申請者負担とします。
- 郵便事故等による書類の破損や紛失に町は一切の責任を負いません。
- 記入不備や提出書類の不足がある場合は来庁をお願いする場合があります。

必要書類等

★の様式は子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布しています。
また、町ホームページにも掲載していますのでご利用ください。（1ページ）

① 子どものための教育・保育給付認定申請書★

すでに認定を受けている方は提出不要です。ただし、保育を必要とする事由が変更となる方は提出してください。

② 令和９年度保育園等入園申込書兼児童台帳★

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きを行う可能性がある方は、手続きに必要となるため、提出前にご自身で入園申込書のコピーをとってください。（オンライン申請の方は、申込内容を印刷、または申込みを行った画面を印刷してください。）
詳しくはハローワークまたは勤務先にお問合せください。

育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて（厚生労働省 HP）

③ 保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要です）

保育を必要とする事由	必要書類
就　　労	就労証明書★（申請日以前３か月以内に発行されたもの） ※証明日が雇用開始日前の場合、求職活動（内定）扱いになります。
出　　産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されたページ）
疾　　病	自宅保育が困難であると記載された診断書 （申請日以前６か月以内に発行されたもの）
障 が い	愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護	通院や介護・看護の状況がわかる書類等
災害復旧	申立書・り災証明書等
求職活動・内定	既に活動を行っている方は活動状況がわかる書類、内定者は就労証明書
就　　学	在学証明書、授業のカリキュラム等
そ の 他	保育を必要とする事由が証明できる書類等

育児休業中の方へ

育児休業取得中の方が保育を必要とする事由を「就労」として入園を申し込んだ場合、育児休業に係るお子さんが保育園等に入園したら、原則、**入園月の翌月１日までにもとの勤務先に復帰して就労を開始していただきます。**（例：４月１日入園の場合は、５月１日までに復帰）復職の状況を確認するため、入園後に復職年月日が記載された就労証明書を提出していただきます。（２０ページ）

保育園等の入園の審査（利用調整）は、提出された就労証明書をもとに、お子さんの入園後は証明書に記載された日数・時間で就労するという想定のもと、指数化して行っています。（16~18ページ）

入園申込時に提出された就労証明書より**大幅に勤務時間が減少したり、もとの勤務先に復帰せずに別の勤務先で就労を開始した場合**、指数が変わり、入園を取り消すことがあります。

◎　同じ週５日・１日８時間勤務でも、就労と就労内定（勤務実績なし）では指数が変わります。

【就労証明書について】

- 「就労証明書」は、就労先の方に記入していただく書類です。就労先に無断で作成や改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- 「就労実績」の欄に必ず直近３か月分の勤務実績を記入してもらってください。内定及び勤務開始直後の方は、勤務開始後３か月分の勤務予定を記入してもらってください。
- 「就労証明書」は、記入者から受け取った際に、記入漏れがないか必ずご自身でご確認ください。
- 勤務先等に連絡・訪問し状況を確認する場合があります。

④ マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書または住民税課税（非課税）証明書（父母ともに該当する方のみ必要です）

令和９年８月１日までに入園を希望する場合

令和８年１月１日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和８年１月１日に住民登録のあった市区町村で発行される**「令和８年度住民税課税（非課税）証明書」**を提出してください。（控除対象配偶者となっている方も、提出が必要です。）

令和９年９月１日以降に入園を希望する場合

令和９年１月１日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和９年１月１日に住民登録のあった市区町村で令和９年６月頃から発行される**「令和９年度住民税課税（非課税）証明書」**を提出してください。（控除対象配偶者となっている方も、提出が必要です。）

- 「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」をご提出いただいた場合でも、マイナンバーによる情報取得の結果、利用者負担額等算定のための情報が不足している場合、住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- 父母ともに市町村民税が非課税であり、同一世帯に祖父母等がいる場合は、その方の住民税課税（非課税）証明書も提出していただく場合があります。
- 令和８年１月１日以降に外国から瑞穂町へ転入された方、外国での所得がある方などは、外国での所得や納税額が分かる書類を提出してください。
 （例）令和８年１月１日時点でアメリカ合衆国に居住の方
 →２０２５年分W-２（wage＆tax 米国の給料と納税の証明書）等
 令和９年１月１日時点でアメリカ合衆国に居住の方
 →２０２６年分W-２（wage＆tax 米国の給料と納税の証明書）等
- 上記書類の提出が必要な条件に該当するにも関わらず、提出がない場合は、副食費の免除や延長保育料の免除等の対象外とします。

注意事項

- 全ての提出書類において、消えるボールペンは使用しないでください。
- 記入内容に不備がある場合や書類が不足している場合は、受付けできません。
- 提出書類は一切お返しできません。
- 提出書類に事実と異なる記載があった場合、申込みの無効または入園取消しとなることがあります。
- 入園の必要がなくなった場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。

町外の保育園等へ入園を希望する場合

市区町村によって、入園するための要件、必要書類、申込期限等が異なるので、町外の保育園等を希望する場合は、必ず事前に入園希望施設が所在する市区町村にお問い合わせください。

町外への転出予定がない方

必要書類：１２～１３ページに掲載している必要書類に加え、入園希望施設がある市区町村が定める必要書類
提 出 先：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係
提出期限：入園希望施設がある市区町村にお問い合わせください。提出された書類をもとに瑞穂町から入園希望施設がある市区町村へ郵送で入園協議書を送るため、**入園希望施設がある市区町村が定める提出期限の１週間前まで**には必ずご提出ください。
結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

町外への転出予定がある方（入園希望月の前月末までに転出予定の方）

転出予定先が、入園希望施設が所在する市区町村の場合
必要書類：入園希望施設がある市区町村（転出予定地）が定める必要書類
提 出 先：**入園希望施設がある市区町村（転出予定地）へ直接提出してください。**
提出期限：入園希望施設がある市区町村（転出予定地）が定める提出期限
結果通知：入園希望施設がある市区町村（転出予定地）から保護者へ通知します。

転出予定先が、入園希望施設が所在する市区町村ではない場合
※原則、下記のとおりですが、必ず事前に転出予定先の市区町村にご確認ください。
必要書類：転出予定先の市区町村が定める必要書類および入園希望施設がある市区町村が定める必要書類
提 出 先：転出予定先の市区町村
提出期限：入園希望施設がある市区町村が定める提出期限のおおむね１週間前まで
（転出予定先の市区町村から入園希望施設がある市区町村へ郵送で入園協議書を送るため、余裕をもって提出してください。）
結果通知：転出予定先の市区町村から保護者へ通知します。

【注意事項】
- **入園希望月以降に転出予定の方は、上記の「町外への転出予定がない方」のとおり申請してください。**
- **お子さんが瑞穂町の保育園等に在園している場合は、転出の際に必ず子育て応援課保育・幼稚園係へ「保育園等の退園届」を提出してください。（２５ページ）**

町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

瑞穂町への転入予定がない方

必要書類：１２～１３ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式、お住まいの市区町村の様式いずれも可）
提 出 先：お住まいの市区町村
提出期限：瑞穂町が定める申込期限（１０～１１ページ）の、おおむね１週間前まで
（お住まいの市区町村から瑞穂町へ郵送で入園協議書を送っていただくため、期限に余裕を持って提出してください。）
結果通知：お住まいの市区町村から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 令和９年４月１日入園を申し込む場合、令和９年度０～２歳児クラスで保護者が瑞穂町在勤（内定を含む）の方は、２次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和９年４月１日入園を申し込む場合、令和９年度３～５歳児クラスは、保護者の瑞穂町での在勤の有無に関わらず、２次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和９年４月１日入園を申し込む場合、令和９年度０～２歳児クラスで保護者が瑞穂町在勤（内定を含む）ではない方は、３次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和９年５月１日以降の入園を申し込む場合、町民の選考終了後、定員に空きがある場合のみ利用調整を行います。
- **令和９年度０歳児～１歳児クラスで、保護者が瑞穂町在勤ではない場合、入園期間は最長で令和１０年３月末までです。**令和１０年度（令和１０年４月以降）の継続利用はできません。令和１０年度も利用を希望する方は、改めて入園申込みをしていただく必要がありますが、瑞穂町在勤ではなく瑞穂町への転入予定がない方は３次審査から利用調整を行うため（町民優先）、申込み状況により入園できない可能性があります。

瑞穂町へ転入予定がある方（入園希望月の前月末までに転入予定の方）

必要書類：●１２～１３ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式）
●転入誓約書（子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布しています。また、町ホームページに掲載しています。：１ページ）
●不動産の売買契約書または賃貸契約書の写し
提 出 先：**瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係へ直接提出してください。**（オンライン申請可）
提出期限：瑞穂町が定める申込期限（１０～１１ページ）
※瑞穂町在住の方と同条件で受け付けます。
結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 入園月の前月末までに転入（住民票の異動）をしなかった場合は、入園を取り消します。
- 入園希望月以降に転入予定の方は、前記の「瑞穂町への転入予定がない方」のとおり申請してください。

１０．利用調整

申込み締切後、申込書類を基に保育の必要性を「保育園等利用調整基準表」及び「調整指数表」に基づき指数化します。定員に空きがある保育園等について利用調整を行い、指数の高い方から順に希望する保育園等への入園を決定します。指数が同じ場合は「優先順位」（１８ページ）により決定します。

●保育園等利用調整基準表

項目	保護者の状況(同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合)			指数
	類　型	細　目		
1	就労	週５日(月 20 日以上)	1 日８時間以上の就労を常態	20
			1 日６時間以上８時間未満の就労を常態	18
			1 日４時間以上６時間未満の就労を常態	16
		週４日(月 16 日以上)	1 日８時間以上の就労を常態	18
			1 日６時間以上８時間未満の就労を常態	16
			1 日４時間以上６時間未満の就労を常態	14
		週３日(月 12 日以上)	1 日８時間以上の就労を常態	16
			1 日６時間以上８時間未満の就労を常態	14
			1 日４時間以上６時間未満の就労を実態	12
		その他	上記に類する状態にあり、明らかに保育が必要と認められる場合	12
2	出産	出産予定月とその前後２か月の通算５か月以内		18
3	疾病 障がい	入院	入院が１か月以上にわたると見込まれる場合	20
		自宅療養	常時病臥・精神疾患・感染症疾患	20
			週３日以上の通院を常態	16
			週１日～2 日以上の通院を常態	14
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められる場合	12
		障がい	身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１・２級	20
			身体障害者手帳３級、愛の手帳３度、精神障害者保健福祉手帳３級	18
			身体障害者手帳４級、愛の手帳４度	16
4	介護 看護	常時介護及び看護を必要とする場合又は週５日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		20
		一部介護及び看護を必要とする場合又は週３日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		12
		上記以外で、介護・看護により保育に当たれないと認められる場合		10
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のために保育に当たれない場合		20
6	求職活動	就労内定	1 か月 160 時間以上の就労を常態	16
			1 か月 120 時間から 159 時間までの就労を常態	14
			1 か月 80 時間から 119 時間までの就労を常態	12
			1 か月 48 時間から 79 時間までの就労を常態	10
			その他	8

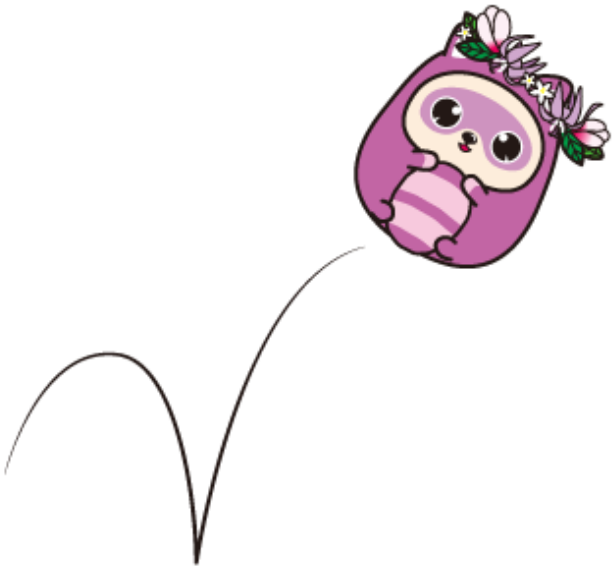
6	求職活動	就労未定	求職活動の実態を証明できる場合	8
			証明書類がない場合	6
7	就学	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に在籍し、日中の外出を常態とする場合		16
		学校教育法に定める学校等の通信教育課程で、実習等のある場合		14
		上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合		12
8	その他	不存在	保護者の死亡・離別・行方不明・拘禁等	20
		その他	前各号に掲げるもの以外で、児童の安全のために適切な保育が必要であると町長が特別に認める場合	協議の上決定

●調整指数表

項目	事　由	条　件	調整指数
1	生活保護	生活保護受給世帯の場合	4
2	ひとり親家庭等	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯の場合	4
3	就労	保育施設又はこれに準ずる施設で、乳幼児を保育し、又は教育する業務に従事している場合	1
		就労実績がない場合	−2
		親族が経営している事業所等に勤務しており、配偶者控除又は扶養控除の対象となっている場合	−2
4	祖父母	６５歳未満の同一世帯の祖父母によって家庭において養護が可能で、児童の保育を必要としない場合	−1
5	兄弟姉妹等	双子以上の多胎児が同一の保育園等に入所を希望する場合	2
		兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合	2
6	認証保育所等在園	認証保育所等に申込み児童を預けており、保育を必要とする事由に該当する場合	2
7	小規模保育施設等	小規模保育事業所等を卒園し、別の保育園等に入園する場合	１０
8	利用者負担額滞納	過去３月分以上の利用者負担額の滞納(卒園児を含む。)がある場合	−10
9	町外在住	転入予定がない場合	−4

●優先順位

選考段階	事　由
1	町内在住者(転入予定者を含む。)
2	下記の項目に該当する場合 （1）ひとり親家庭等 （2）生活保護世帯 （3）虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある場合等社会的養護が必要な場合 （4）父又は母が育児休業明けである場合 （5）兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合 （6）小規模保育事業所等の卒園児童
3	保護者の選考指数の和の高い者
4	申込み児童の保護者が保育従事者である場合
5	入園を希望する年度の前年度の住民税所得割額(父及び母の合算額をいう。)の低い世帯



１１．利用調整結果通知

入園の可否については封書にて通知します。（通知時期：１０～１１ページ参照）

利用可（入園内定）となった方

各保育園等で面談・健康診断等を行います。
面談時に、申込書の記載内容と異なる事実が発覚した場合、入園取消となることがあります。

●慣らし保育

入園後、集団生活に慣れるまでの間は通常保育が困難なため、短時間の慣らし保育を行います。期間や時間は児童の年齢等により異なりますので、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

●時間外保育（延長保育）

保育時間の区分（保育標準時間または保育短時間）により、時間外保育となる時間帯が異なります。利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯には減免制度があります。

●求職活動で入園する方

保育の利用期間（入園承諾期間）は３か月間です。利用期間終了後も継続して利用を希望する場合は、**入園月の翌々月の１５日まで**（**３月に限り、１０日まで**／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に就労証明書を提出し、その翌月の末日までに勤務を開始してください。

提出が無い場合は、**入園月の翌々月の末日をもって退園**となります。

例：求職活動で６月１日入園→８月１５日までに就労証明書（すでに勤務を開始しているか、９月中に勤務を開始することが雇用開始日等で確認できるもの）を提出しないと、８月３１日で退園

●求職活動（就労内定）で入園する方

保育の利用期間（入園承諾期間）は３か月間です。入園申込み時に提出した就労証明書の内容どおりに勤務を開始し、**入園月の翌々月の１５日まで**（**３月に限り、１０日まで**／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に就労証明書**（勤務開始後に発行され、1か月分以上の就労実績が記載されたもの）**を提出してください。提出が無い場合は、**入園月の翌々月の末日をもって退園**となります。

※　勤務開始後でも、就労実績が月間４８時間に満たない期間は「就労内定」扱いとなり、実績が４８時間を超えたことが確認できるまで、就労証明書を提出していただきます。

※　入園申込み時に提出した就労証明書のとおりに勤務を開始しなかった場合、入園を取り消すことがあります。

●出産で入園される方

保育の利用期間（入園承諾期間）は出産予定月とその前後２か月です。利用期間終了後も継続して利用を希望する場合は、**利用期間終了月の１５日まで**（**３月に限り、１０日まで**／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と、保育を必要とする事由を証明する書類（１２ページ）を提出してください。提出された書類をもとに利用調整を行い、継続利用の可・不可を決定します。

●育児休業中に「就労」（復帰予定）で入園申込みをした方

原則、入園月の翌月１日までに育児休業から復帰し、就労を開始してください。

入園申込み時に提出した就労証明書よりも大幅に勤務時間が減少した場合、もとの勤務先に復帰せず他の勤務先で就労を開始した場合などは、入園を取り消すことがあります。

復職した月の月末までに就労証明書**（復職後に発行され、復職年月日が明記されているもの）**を提出してください。提出が無い場合は、**入園月の翌月末をもって退園**となります。オンライン提出可→

例：育休中に入園を申し込み、４月１日に入園→原則５月１日までにもとの職場に復帰し、５月３１日までに、復帰後に発行された就労証明書を提出しないと、５月３１日で退園

●他の園への転園を希望する方

- 入園後に、他の園への転園を希望する場合は「保育園等の転園申請書」を提出してください。
- 「保育園等の転園申請書」は、子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布します。
 また、町ホームページにも掲載しています。（１ページ）
- 電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでも申請できます。（１ページ）
 オンライン申請の場合は、必要事項を直接入力するため、転園申請書の用紙は不要です。
- 受付期間・受付場所は入園申込みと同じ（１０～１１ページ）です。
- 転園が決定すると、入園している保育園等には別の児童が入園します。**転園を辞退し、元の保育園等を利用することはできません**ので、十分ご検討の上お申込みください。
- **転園の必要がなくなった場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。**（「保育園等入園申込取下書」は、子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載しています。また、オンライン申請も可能です。：１ページ）

●入園を辞退する方

入園決定を辞退する場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。（「保育園等入園申込取下書」は、子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載しています。また、オンライン申請も可能です。：１ページ）

再度入園を希望する場合は、改めて入園申込みが必要となります。

なお、入園決定を辞退した場合は、「保育園入園保留通知書」は発行できません。

利用不可（入園保留）となった方

- 定員に空きがない等の理由で入園できなかった方は入園保留となります。
- 申込書類は**令和９年度内有効**となります。入園希望月の翌月以降も、**令和１０年３月入園まで**は利用調整を行いますので、再度申込みをする必要はありません。（**令和１０年４月以降の入園は別途申込みが必要です。**）
- 年度途中に在籍児の退園等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申込書類をもとに利用調整を行い、指数の高い方から順に入園決定をしますが、申込み状況により、令和９年度末までに入園できない場合もあります。

【保留通知書が必要な方】

- 利用調整結果（利用可・不可）の通知は、申込みをした最初の入園希望月のみ通知します。翌月以降は利用可となった場合のみ通知します。
- **勤務先等に提出する「保育園等入園保留通知書」が必要な方は、保育・幼稚園係の窓口またはオンラインで発行を依頼してください。（１ページ）原則、郵送による交付となり、依頼から１～２週間程度かかります。**

【申請した内容を変更したい方】

- 希望する保育園等を追加・変更したい場合は、保育・幼稚園係の窓口へお越しいただき、提出済みの「入園申込書兼児童台帳」に追記してください。オンラインで申請している方が希望園を追加・変更する場合は、来庁して窓口で追記していただくか、改めてオンライン上で入園申込みをしてください。（その場合は子どものための教育・保育給付認定申請は省略できます。）
- 保育を必要とする事由等を変更する場合は、すみやかに必要書類等を提出してください。
- 希望園の追加・変更、保育を必要とする事由等の変更いずれも、申請後、直近の利用調整から変更内容を反映します。（１０～１１ページの申請受付期間参照）



１２．認定こども園

認定こども園は幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つ、都道府県から認定を受けた施設です。

町内・町外問わず申込方法や保育料は同様ですが、保育園部分と幼稚園部分とでは申込方法や保育料等が異なりますのでご注意ください。

令和８年１１月現在、町内には２園の認定こども園があります。（瑞穂のぞみこども園、幼保連携型認定こども園如意輪幼稚園）

- **保育園部分への入園を希望する場合**

 ２号・３号（保育）認定申請及び保育園等入園申込みを町に行ってください。（９～１３ページ）

- **幼稚園部分への入園を希望する場合**

 １号（教育）認定申請が必要です。
 園と直接入園契約を行い、「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出ください。
 「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。（４～５ページ）

- **幼稚園補助金（※１号《教育》認定の方のみ）**

 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）の対象となります。

１３．小規模保育事業所

小規模保育事業所は、定員が６人以上１９人以下の家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行う施設です。基準職員は全員が保育士資格を所有しており、職員の配置基準や、児童１人に対する保育室等の面積も認可保育園と同様で、市町村から認可を受けた保育所です。利用調整は認可保育園と同様に町が行うため、３号（保育）認定申請及び保育園等入園申込みを町に行ってください。（９～１３ページ）

小規模保育事業所卒園後に認可保育園または認定こども園（保育園部分）への入園を希望する場合は、新年度４月入園の申込み時期に「保育園等の転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へ提出していただき、利用調整を行います。ご希望の保育園等に転園できるよう考慮しますが、入園希望者が集中する保育園等もありますので、ご希望に添えない場合があります。

１４．幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づき、３歳から小学校入学前の幼児を教育する施設です。「幼稚園教育要領」に沿って、各幼稚園が特色ある教育を行っています。

令和８年１１月現在、町内には２園の幼稚園（瑞穂のぞみこども園の幼稚園部分、幼保連携型認定こども園如意輪幼稚園の幼稚園部分）があります。２園とも認定こども園であるため、入園申込みの流れは**「１２．認定こども園」**のとおりです。

町外の幼稚園の利用を希望する場合は以下のとおりです。（４ページもご参照ください）

- **子ども・子育て支援新制度の幼稚園へ入園を希望する場合**

 １号（教育）認定申請が必要です。園と直接入園契約を行い、「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出ください。「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。（４～５ページ）

- **子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園へ入園を希望する場合**

 園と直接入園契約を行い、園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定」を申請してください。

- **幼稚園補助金**

 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）の対象となります。

１５．保育料・給食費

● 保育料について

保育所等利用世帯負担軽減事業

東京都では、子供を持ちたいと願う方々が、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、令和７年９月１日から保育料を無償化しています。

子どものための教育・保育給付認定を受けている方は全て保育料無償化の対象となるため、特に手続きは必要ありません。

※ 延長保育料、行事費、通園送迎費等は引き続き保護者の負担となります。

● 給食費について

３歳児から５歳児の給食費は引き続き保護者負担となります。

ただし、市町村民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯の子どもと、全ての世帯の第３子（**保育所等に通っている子どものうち**最年長者から数えて３番目）以降の子どもは、副食費（おかず代）が免除されます。

・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等は控除を受けていないものとして算定します。

・父母いずれかが住民税未申告の場合は免除の対象になりません。

１６．実費徴収に係る補足給付事業

保育園等を利用するにあたって購入が必要な教材や体操着等について、町が費用を一部負担する事業です。対象となる方には、後日申請書等を送付します。

対 象 者	**次の①及び②の要件をどちらも満たし、③～⑤のいずれかに該当する方** ①瑞穂町内に在住の方 ②保育園等、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用している方 ③生活保護世帯の方 ④市町村民税非課税世帯であって、ひとり親等の世帯の方 ⑤中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方
対象経費	教材や体操着等の購入費、行事参加費（子どもの費用に限る）、通園バス代等に要する費用
金　　額	月額 2,800 円　※実際にかかった金額と比べて少ない額を交付します。
交付時期	毎年４月分から８月分まで及び９月分から翌年３月分までの２期に分けて交付します。
そ の 他	**領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。**

１７．入園後の各種手続き

入園後に保護者や児童、世帯の状況が変わった場合は、すみやかに保育・幼稚園係にご連絡ください。変更の内容により、入園期間や保育の利用時間が変わる場合があります。

●勤務先の変更

勤務先が変更となった場合は、すみやかに次の書類を提出してください。

原則、提出された日の翌月１日から変更内容が適用されます。

必要書類：・子どものための教育・保育給付認定変更申請書

・就労証明書

●育児休業の取得

父母のいずれかが育児休業を取得している期間は、原則、保育を利用できる時間が「保育短時間」となります。「保育標準時間」で認定を受けている方は、育児休業に係るお子さんの出生のお手続きの際に、次の書類を提出して保育必要量の区分を変更してください。

必要書類：子どものための教育・保育給付認定変更申請書

※　育児休業からの復帰に伴い保育必要量を「保育標準時間」に戻したい場合は、復帰の前月末までに変更申請をしてください。（下記「保育必要量」の変更も参照してください。）

●「保育を必要とする事由」の変更

必要書類：・子どものための教育・保育給付認定変更申請書

・変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（１２ページ）

提出期限：**原則、変更したい月の前月１５日まで（３月に限り１０日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）**

※　変更後の事由により、保育必要量（保育標準時間／保育短時間）が変更となる場合があります。

※　保育を必要とする事由が「求職活動」「就学」「妊娠・出産」で認定されている方は、引き続き保育園等の利用を希望する場合は、**教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の１５日まで（３月に限り１０日まで／土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に変更申請をしてください。**継続入園の利用調整を行い、利用の可・不可を決定します。**なお、締切日までに提出がない場合は、有効期間終了と同時に退園となります。**

●「保育必要量」の変更

保護者が保育を必要とする量が変わり、「保育標準時間」「保育短時間」の区分を変更したい場合は、次の書類を提出してください。原則、提出された日の翌月１日から変更内容が適用されます。

上記の「保育を必要とする事由」の変更と同時に申請することができます。

必要書類：・子どものための教育・保育給付認定変更申請書

・保育を必要とする事由を証明する書類（１２ページ／**変更後の保育必要量が確認できるもの**）

※ただし、次の場合は添付を省略できます。

◎育児休業取得のため、保育必要量を「保育短時間」へ変更するとき

◎育児休業から復帰するため、保育必要量を「保育標準時間」へ変更するとき（ただし、育児休業に係る児童の保育園等への入園が決定しており、その児童が「保育標準時間」で認定されている場合に限ります。【例】弟が４月から保育標準時間認定で入園が決定しており、兄を４月から保育標準時間に変更するとき）

●住所・氏名・世帯状況等の変更

住所や、保護者および入園児童の氏名、世帯構成等に変更があった場合は、すみやかに次の書類を提出してください。原則、提出された日の翌月１日から変更内容が適用されます。

必要書類：子どものための教育・保育給付認定変更申請書

●住民税課税額の変更

修正申告等により市町村民税課税額が変更となった場合は、副食費・延長保育料の免除の有無等が変更となる可能性がありますので、必ず子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●保育園等の転園

保育園等の転園を希望する方は、転園したい月の前月**１５日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで／４月転園は集中受付期間を設けるため、転園希望年度のしおりを参照してください）**に「保育園等の転園申請書」を提出してください。（各月の申請期限は１０～１１ページ／オンライン申請可：１ページ）

町外の保育園等へ転園を希望する場合は、市区町村によって締切日が異なりますので、必ず事前に希望する施設がある市区町村へお問い合わせください。（１４ページ）

転園が決定すると、今いる園には別の児童が入園するため、**転園を辞退し、元の保育園等を利用することはできません。**十分ご検討の上お申込みください。

転園の必要がなくなった場合は、すみやかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。（「保育園等入園申込取下書」は、子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載しています。また、オンライン申請も可能です。：１ページ）

●保育園等の退園

保育園等を退園する場合は、すみやかに「保育園等の退園届」を提出してください。月末までに退園届の提出がない場合、翌月も在籍扱いとなります。（オンライン申請可：１ページ）

●町外への転出

町外へ転出する場合は、「保育園等の退園届」を提出してください。なお、転出後も継続して現在の保育園等の利用を希望する場合も退園届の提出が必要となります（瑞穂町民としては退園するという意味で必要です）。（オンライン申請可：１ページ）

※　令和９年度０～１歳児クラスの児童で、保護者の勤務地が瑞穂町にない場合は、転出後瑞穂町の園を継続利用できるのは最長で令和１０年３月末までです。令和１０年度の利用を希望する場合は、改めて入園申込みが必要ですが、瑞穂町に転入予定がなく保護者が瑞穂町在勤でない場合は、３次審査（選考は町民優先）からの利用調整となり、申込み状況により入園できない場合があります。（１５ページ）

●翌年度の入園継続申込（現況届）

翌年度も継続して保育園等への入園を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定現況届」の提出が必要です。０～４歳児の保護者に保育園等を通じて配布（町内の保育園等入園者のみ。町外の保育園等に入園している方には個別に郵送）しますので、必ず案内に記載された期限までに必要書類を添付して提出してください。

なお、現況届の提出がない場合は令和１０年３月末をもって退園となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退園となります。

１８．その他の保育サービス

詳細は、子育て応援課保育・幼稚園係へお問い合わせください。

●一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急または一時的に保育園等で児童をお預かりする制度です。

●こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）／多様な他者との関わりの機会の創出事業

こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること」を目的に、保護者の就労等の要件に関わらず、月一定時間の利用可能枠の中で保育園等を利用できる制度です。

- 対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月から満３歳未満
 ※施設により、満３歳到達後の年度末まで利用可能
- 令和８年１１月現在、町内ではむさしの保育園、幼保連携型認定こども園如意輪幼稚園、ゆめのもり保育園で実施しています。
- 利用するには､「こども誰でも通園制度総合支援システム」(つうえんポータル)でアカウントを取得し、乳児等支援支給認定を受ける必要があります。（認定は町が行います。）
- 瑞穂町在住の方が町内の施設を利用する場合は、利用者負担額が無償化されます。（上限あり）
- くわしくは、町ホームページをご覧ください。　→　→　→

こども誰でも通園制度について

●認証保育所

大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している保育所です。

【注意事項】

- 瑞穂町には認証保育所がないため、入所を希望される場合は、近隣の市町村の施設に直接お問い合わせください。
- 基本保育時間及び保育料は、施設により異なります。

●認証保育所等利用者補助事業

保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所）に入園していると仮定し算出した保育料と、認証保育所等に支払っている保育料（基本料）との差額等（上限あり）を補助します。補助金申請書類に基づき、勤務状況や市町村民税課税状況の確認、納税調査等の審査を経て、交付要件を満たしている場合は交付します。

補助金申請書類は、認証保育所等利用者へ郵送します。

●瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金

お子さんが病気等で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができないときに、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービスまたは他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービスを利用した際の費用の一部を補助する制度です。

●乳幼児ショートステイ

保護者の仕事、病気、出産、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張、育児不安、心身のリフレッシュなどの理由で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、町が委託する施設（東京恵明学園）で短期間お子さんをお預かりします。

●ファミリー・サポート・センター

育児のお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、お手伝いを行いたい方（提供会員）が会員となり、育児を助け合う会員組織です。

仕事、病気、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ、その他の理由により育児のお手伝いが必要なときにご利用できます。

乳幼児ショートステイ及びファミリーサポートセンターについては、瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」までお問合せください。

電話　０４２－５６８－００５１（直通）